

平成28年度

総合評価落札方式の一部改訂について
【港湾空港関係・工事】

北陸地方整備局 港湾空港部

平成28年3月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目 次

1. 技術者の地域精通度評価の試行
2. 企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度に係る配点の見直し
3. 技術者の能力等における請負工事成績評定点の平均点に係る
評価基準・配点の見直し
4. 作業船評価の見直し
5. 申請者による自主採点書類の提出(任意)
6. 技術提案の評価結果に関する問い合わせへの対応

技術者の地域精通度評価の試行

地域の自然条件や現場条件に精通している技術者が監理(主任)技術者として配置されることにより、工事の円滑な実施と品質向上に寄与すると考えられることから、**技術者の地域精通度評価**として、『**当該エリアにおける工事实績の有無**』を評価項目として設定(選択項目)。

1. 対象工事

発注等級がA等級で技術提案評価型(S型標準)、施工能力評価型(I型標準)を適用する工事を対象とする。

2. 評価項目及び配点(S型標準)

評価項目	配点
同種工事实績(同種性)	3点
〃 (立場)	1点
請負工事成績評定点	4点
優良建設技術者表彰	1点
CPD、専門性の高い技術者資格又は登録基幹技能者	1点



評価項目	配点
同種工事实績(同種性)	2点
〃 (立場)	1点
請負工事成績評定点	4点
当該エリアにおける工事实績	1点
優良建設技術者表彰	1点
CPD、専門性の高い技術者資格又は登録基幹技能者	1点

1

3. 概要

- ・当該エリアとは北陸地方整備局管内とする。
- ・工事实績は1千万円以上の元請け工事(公共・民間は問わない)とし、申請工事が港湾又は海岸の場合は港湾又は海岸関連工事、空港の場合は空港関連工事を対象とする。

4. 評価内容

評価項目	評価内容	評価基準	配点
当該エリアにおける工事实績	北陸地方整備局管内における過去4ヶ年度の工事实績	監理(主任)技術者又は現場代理人として3件以上の実績あり	1.0
		監理(主任)技術者又は現場代理人として1件以上の実績あり 又は 担当技術者として3件以上の実績あり	0.5
		上記以外	0.0

2

企業・技術者の能力等、地域精通度・貢献度に係る配点の見直し

企業の能力等、技術者の能力等及び地域精通度・貢献度における各評価項目の配点について、**総合評価のタイプごとに整合を図るため見直し**を行う。

発注等級	総合評価のタイプ	評価項目	配点		配点
Aランク	S型(チャレンジ) I型(チャレンジ)	企業の能力等	同種工事实績	2点	2点
			請負工事成績点	1点	2点
			新技術等に対する取組み	2点	1点
		技術者の能力等	同種工事实績	2点	2点
			請負工事成績点	1点	2点
			CPD、専門性の高い技術者等	2点	1点
Aランク以外	S型(チャレンジ)	企業の能力等	同種工事实績	2点	2点
			請負工事成績点	1点	1点
			新技術等に対する取組み	2点	1点
		技術者の能力等	同種工事实績	2点	2点
			請負工事成績点	1点	1点
			CPD、専門性の高い技術者等	2点	1点
		地域精通度・貢献度	本店の有無	一点	0.5点
			災害等における活動実績	一点	1点
			作業船の保有状況	一点	0.5点

3

技術者の能力等における請負工事成績評定点の平均点に係る評価基準・配点の見直し

技術者の能力等に係る配点が小さい**技術提案評価型S型(標準、チャレンジ)及び施工能力評価型I型(チャレンジ)**における請負工事成績評定点の平均点に係る評価基準について、申請時における過去5ヶ年度における工事成績評定点の平均点と完成後の工事成績評定点の相関を踏まえ**見直し**を行う。

■過去5ヶ年度の全地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の平均請負工事成績評定点

発注等級	総合評価のタイプ	評価基準	配点		配点	
Aランク	S型(標準)	80点以上	4点	➔	75点以上	4点
		76点以上80点未満	3点		70点以上75点未満	2点
		72点以上76点未満	2点		70点未満又は実績なし	0点
		70点以上72点未満	1点			
		70点未満又は実績なし	0点			
	S型(チャレンジ) I型(チャレンジ)	80点以上	1点	➔	75点以上	2点
		80点未満又は実績なし	0点		70点以上75点未満	1点
					70点未満又は実績なし	0点
Aランク以外	S型(標準) I型(施工計画重視)	78点以上	3点	➔	75点以上	3点
		74点以上78点未満	2点		70点以上75点未満	1.5点
		70点以上74点未満	1点		70点未満又は実績なし	0点
		70点未満又は実績なし	0点			
	S型(チャレンジ) I型(チャレンジ)	80点以上	1点	➔	75点以上	1点
		80点未満又は実績なし	0点		70点以上75点未満	0.5点
					70点未満又は実績なし	0点

4

作業船評価の見直し等

1. 申請可能な作業船の見直し

- ・1隻 → **複数でも可**(評価の1番低い作業船が加算点対象)

2. 評価項目 …… 変更なし

- ・自社保有船舶(共有船舶含む)使用の有無
- ・環境性能の高い自社保有船(共有船舶含む)又は下請作業船使用の有無

3. 保有形態(自社保有、共有)の定義の明確化

(1) 自社保有船舶

- ・親会社(申請者)が50%以上の株式を保有している子会社が所有する船舶
※子会社がその船舶を100%所有している場合に限る
- ・ファイナンスリース※を行っている船舶
※ファイナンスリース：申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造・保有している船舶であって、実態として申請者が建造費を含めたリース料を支払いつつ、自社船と同等の維持、使用を行う船舶)を行っている船舶

(2) 共有船舶

- ・当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能追加のために必要な経費を申請者を含む複数の者で負担している船舶。

5

4. 配点の見直し

- ・ **評価基準及び配点について、以下のとおり見直し**を行う。
- ・ また、申請する**自社保有船舶等**について、発注者が予定している回航元(在港含む)より**遠方から回航する場合**、作業船評価のひとつである「環境性能達成」に相反することとなるため**配点を減じて評価**する。

【評価基準】

評価基準	配点	評価基準	配点
当該工事で自社保有船舶(共同保有含む)を使用	1.0点	当該工事で自社保有船舶又は持分比率50%以上の共同保有船舶を使用	1.0点 (0.5点)
		当該工事で持分比率20%以上50%未満の共同保有船舶を使用	0.5点 (0.0点)
		当該工事で持分比率20%未満の共同保有船舶を使用	0.0点 (0.0点)

※()内は遠方から回航する場合

【遠方の定義】

特記仕様書の扱い	遠方の定義
在港船の場合	施工箇所(港)から250海里以上離れている港から回航
回航・曳航する場合	特記仕様書における回航元～当該港までの距離+250海里以上離れている港から回航 ※日本近海距離表で判定

5. 申請内容不履行時のペナルティの見直し

- ・3点減点 → **5点減点**(技術提案の不履行等、その他のペナルティとの整合を図るため)

6

申請者による自主採点書類の提出（任意）

申請者は、競争参加資格確認申請書の提出時において、総合評価に関する「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「地域精通度・貢献度」に係る**自主配点表を提出（提出は任意）することができる**こととする。【入札契約手続きに関する過失防止対策】

1. 対象工事

本官及び分任官発注の全ての工事を対象とする。

2. 自主配点表の取扱い

- ・発注者の配点と申請者の自主配点表に相違がある場合は、申請者に確認する。
- ・提出がない場合や提出された自主採点表に記載ミスがあった場合でも、ペナルティは発生しない。

3. 自主配点表の様式

- ・様式は発注者が作成し、入札説明書に添付する。

7

(様式) 自主配点表のイメージ

評価項目及び配点		自主評価点	備考
企業の能力等	10点	点	
同種工事の施工実績	2点	点	
請負工事成績評定点の平均点	2点	点	
工事成績評定優秀企業認定	0.5点	点	
優良工事表彰	1点	点	
優良工事における下請負者表彰	0.5点	点	
安全管理優良受注者表彰	1点	点	
作業船評価(自社保有船の使用)	1点	点	・複数の作業船を申請する場合は、評価点が最低となる作業船とする。
作業船評価(環境性能達成)	1点	点	
新技術等に対する取り組み	1点	点	
技術者の能力等	10点	点	
若手技術者の配置	<3点>	点	・複数の技術者を申請する場合は、評価点合計が最低となる者とする。
同種工事の施工経験(実績)	2点	点	
同種工事の施工経験(立場)	1点	点	
請負工事成績評定点の平均点	4点	点	
優良建設技術者表彰等	1点	点	
管内における工事経験	1点	点	
保有資格(CPD、海上工事施工管理技術者等)	1点	点	
地域精通度・貢献度	1点	点	
本店の所在	1点	点	
災害時における活動実績	1点	点	
災害復旧等に活用できる作業船の自社保有状況	1点	点	
地元企業の活用率	1点	点	

8

技術提案の評価結果に関する問い合わせへの対応

これまで着目点ごとの技術提案がどのように評価されているかについて、公表しておらず、また問い合わせも受付けていない。

そのため、次回以降、同様な課題テーマ・着目点を求める工事の申請時において、申請者が従来の技術提案を更に補強するといったケースがみられ、結果としてオーバースペックを招く結果となっている。

このオーバースペックへの対応として、**入札調書公表後に入札参加者から問い合わせがあれば、技術提案の評価結果を回答**することとする。

1. 対象工事

技術提案評価型(S型)を適用する工事を対象とする。

2. 問い合わせ先、時期及び手段

問い合わせ先は本局及び事務所契約とも品質確保室長とし、時期は入札調書公表後、メールにより行うものとする。

3. 回答方法

当該提案より優位に評価された提案があるか、ないかのみ回答。

4. 周知方法

問い合わせの様式については、北陸地方整備局港湾空港部HP 入札・契約情報に掲載する。

9

【適用時期】

本資料に関する見直しは、**平成28年4月1日以降に公告**する案件より適用します。

【留意事項】

個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認ください。